



平成 21 年 9 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社第三銀行  
代表者名 取締役頭取 伊藤 準一  
(コード番号 8529 東証・名証第 1 部)  
問合せ先 取締役総合企画部長 岩間 弘  
(TEL .(0598)23-1111)

### 第三者割当による優先株式（A種優先株式）の発行に関するお知らせ

当行は、平成 21 年 9 月 11 日に金融庁より金融機能強化法に基づく株式の引受けの決定をいただいておりますが、本日開催の取締役会において、株式会社整理回収機構に対して当行 A 種優先株式（以下「本優先株式」といいます。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 優先株式発行の目的および理由

当行では、長引く金融経済環境の低迷や実体経済が悪化するなかであっても、地域金融機関として求められている金融仲介機能を安定的かつ持続的に発揮し、地域の中小企業の皆様等への円滑な資金供給を強化してまいりたいと考えております。

厳しい状況に直面する地域経済の活性化に真に役立つためには、フォワードルッキングの経営という考え方の下、財務基盤を一層強固なものにするための資本増強が必要であると判断し、金融機能強化法に基づき国の資本参加を申請したものであります。

詳細につきましては、別紙 1 発行要項をご参照ください。

#### 2. 本優先株式の概要

##### (1) 調達概要

発 行 期 日	平成 21 年 9 月 30 日
発 行 新 株 式 数	60,000,000 株
発 行 価 額	1 株につき 500 円
調 達 資 金 の 額	30,000,000,000 円（差引手取概算額 29,900,000,000 円）
募 集 又 は 割 当 方 法 ( 割 当 先 )	第三者割当（株式会社整理回収機構）

##### (2) 調達する資金の具体的な用途

金融仲介機能の発揮による地域の中小企業の皆様への円滑な資金供給の強化と各種サービスの向上のために活用してまいります。

##### (3) 発行条件等の合理性

払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当行は、本優先株式の優先配当率、優先株主が負担することとなるクレジット・コスト及び普通株式を対価とする取得請求権等の本優先株式の価値に影響を与える様々な諸条件を考慮し、また当行の置か

れた事業環境及び財務状況を総合的に勘案の上、本優先株式の発行条件及び払込金額を決定しており、  
 当行としては、公正な水準であると判断しております。なお、本優先株式の価値の算定につきましては、  
 公正性を期すため、外部専門家より価値算定書を取得しております。

払込金額が割当先に特に有利でないことに関する監査役の意見等は、以下のとおりです。

発行決議に際しまして、当行監査役全員が、本優先株式の価値及び価値に影響を与える様々な諸条件  
 を考慮し、また外部専門家より取得している価値算定書を確認した上で、払込金額が割当先に特に有利  
 でない旨の意見を表明しております。

#### 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本優先株式は普通株式を対価とする取得請求権が付与されたいわゆる「転換型」優先株式であります  
 が、当行といたしましては、本優先株式の引受けに係る申込みにあたり策定した経営強化計画における  
 返済財源確保のための方策を着実に実践し、本優先株式の返済を進めていくことで、普通株式への転換  
 を極力回避したいと考えております。なお、本件の希釈化率（割当前の発行済み株式に係る総議決権  
 180,425 個に対する、発行株式（下限転換価額における潜在株式）に係る議決権数の比率）は、  
 161.43%となっております。（希釈化率の算出に際しては、下限転換価額を仮に平成 21 年 9 月 14 日当  
 行終値 207 円の 50%である 103 円としております。）

#### 転換（行使）制限について

本優先株式は、金融機能強化法に基づき発行されるものであります。割当先（株式会社整理回収機  
 構）が本優先株式を普通株式に転換して市場売却等を行うことも考えられますが、その際には、預金保  
 険機構において、当該処分が、方法及び規模等から見て市場に悪影響を与えるものではないか等の観点  
 から審査することとされております。また、割当先（株式会社整理回収機構）により、ヘッジを目的と  
 した株券等貸借取引・店頭デリバティブ取引が行われる予定はありません。

このため、本優先株式は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 2 項に定める適用除  
 外に該当することから、当行と割当先（株式会社整理回収機構）は、割当先による株券への転換を制限  
 する措置を講じていません。

### 3. 割当先の選定理由等

#### (1) 割当先の概要

名 称	株式会社整理回収機構
所 在 地	東京都中野区本町二丁目 46 番 1 号 中野坂上サンブライトツイン
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 上田 廣一
事 業 内 容	貸付債権等の買取り並びにその管理・回収、金融機関が発行する株式等 の引受け・金融機関に対する劣後特約付金銭消費貸借による貸付け・信 託受益権等の買取り等
資 本 金	212,000 百万円
設 立 年 月 日	平成 11 年 4 月 1 日
発 行 済 株 式 数	普通株式 400 万株 優先株式 24 万株
決 算 期	3 月
従 業 員 数	664 名（平成 21 年 7 月 1 日現在）
大株主及び持株比率	預金保険機構 100%
当事会社間の関係	
資 本 関 係	当行と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、 当行の関係者及び関係会社と当該会社との関係者及び関係会社の間には、 特筆すべき資本関係はありません。
人 的 関 係	当行と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、

	当行の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取引関係	預金取引及び融資取引		
関連当事者への該当状況	当該会社は、当行の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当行の関連当事者には該当しません。		
最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
連結純資産	8,122	59,594	115,451
連結総資産	3,773,815	2,694,157	2,226,291
注 1株当たり連結当期純資産(円)	5,030	11,898	25,860
連結経常収益	1,070,379	276,614	227,715
連結経常利益	33,680	47,440	36,366
連結当期純利益	33,750	67,730	55,827
注 1株当たり連結当期純利益(円)	8,437	16,932	13,956
注 1株当たり配当金(円)	0	0	0

注 1株当たりの計数算出については、優先株式を含まない。

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

なお、割当先、当該割当先の役員又は主要株主(主な出資者)が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

#### (2) 割当先を選定した理由

金融機能強化法に基づき、協定銀行である株式会社整理回収機構に対してA種優先株式を割り当てます。

#### (3) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

本件については、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」に基づくものであり、また、割当先である整理回収機構は、預金保険法に基づく認可法人として設立された預金保険機構の子会社でございます。従いまして、本件による払込みは確実に行われるものと判断しております。

#### 4. 本件後の大株主及び持株比率

##### (1) 普通株式

募集前(平成21年3月31日現在)	
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)(11,188千株)	6.06%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)(10,824千株)	5.87%
株式会社損害保険ジャパン(6,440千株)	3.49%
第三銀行職員持株会(5,557千株)	3.01%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)(5,294千株)	2.87%
株式会社みずほコーポレート銀行(5,013千株)	2.71%
株式会社みずほ銀行(4,204千株)	2.28%
東京海上日動火災保険株式会社(3,753千株)	2.03%
日本生命保険相互会社(3,249千株)	1.76%
株式会社三菱東京UFJ銀行(2,838千株)	1.53%

(注) 今回の第三者割当増資による普通株式の持株比率の変更はありません。

(2) A種優先株式

募集前(本日現在)	募集後
該当なし	株式会社整理回収機構 100.00%

5. 今後の見通し

自己資本の充実により、財務基盤の健全性が一層向上することから、金融仲介機能の発揮による地域の中小企業の皆様への円滑な資金供給の強化と各種サービスの向上を通じ、経営基盤と収益力を一層強化できるものと考えております。

6. 企業行動規範上の手続きに関する事項

当行取締役会は、本件第三者割当における希釈化率が25%以上となり、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きを要することから、経営陣から一定程度独立した者として当行社外監査役に本件第三者割当に関する諮問を行い、本件資金調達の必要性及び他の資金調達手段との比較での相当性の観点から本件第三者割当が地域の取引先に円滑に資金供給を行うという地域金融機関としての責務を果たすために必要不可欠なものであり、また本優先株式の商品性に関しては、本優先株式の価値に影響を与える様々な諸条件を考慮し、また公正性を期すために取得した外部専門家からの価値算定書を考慮した上で決定していること等から妥当であるとの意見を平成21年9月7日に入手し、当該社外監査役の意見を尊重した上で本件第三者割当を決議することといたしました。

7. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
連結経常収益	51,825百万円	53,799百万円	47,531百万円
連結経常利益	6,504百万円	2,312百万円	-29,362百万円
連結当期純利益	3,647百万円	1,057百万円	-27,645百万円
1株当たり連結当期純利益	19.83円	5.76円	-152.33円
1株当たり配当金	5円	5円	2.5円
1株当たり連結純資産	453.53円	370.97円	183.47円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成21年8月13日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	184,358,000株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	-	-
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	-	-
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	-	-

(3) 最近の株価の状況

最近3年間の状況

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
始値	415円	399円	369円
高値	420円	401円	397円
安値	356円	335円	258円
終値	400円	369円	293円

最近6か月間の状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
始 値	293 円	273 円	261 円	262 円	249 円	235 円
高 値	303 円	277 円	284 円	268 円	254 円	237 円
安 値	255 円	256 円	257 円	225 円	234 円	203 円
終 値	268 円	256 円	265 円	248 円	234 円	207 円

(注) 平成21年9月の株価については、平成21年9月14日現在で表示しております。

発行決議日前日における株価

	平成21年9月14日
始 値	215 円
高 値	215 円
安 値	203 円
終 値	207 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況  
該当事項はありません。

以上

株式会社第三銀行  
A種優先株式発行要項

1. 募集株式の種類  
株式会社第三銀行 A 種優先株式 (以下、「A 種優先株式」という。)
2. 募集株式の数  
60,000,000 株
3. 募集株式の払込金額  
1 株につき 500 円 (総額金 30,000,000,000 円)
4. 増加する資本金の額  
1 株につき 250 円 (総額金 15,000,000,000 円)
5. 増加する資本準備金の額  
1 株につき 250 円 (総額金 15,000,000,000 円)
6. 発行方法  
第三者割当の方法により、株式会社整理回収機構に募集株式の全部を割当てる。
7. 申込期日  
平成 21 年 9 月 30 日
8. 払込期日  
平成 21 年 9 月 30 日
9. A 種優先配当金
  - (1) A 種優先配当金  
当銀行は、定款第 40 条第 1 項に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された A 種優先株式を有する株主 (以下、「A 種優先株主」という。) または A 種優先株式の登録株式質権者 (以下、「A 種優先登録株式質権者」という。) に対し、普通株式を有する株主 (以下、「普通株主」という。) および普通株式の登録株式質権者 (以下、「普通登録株式質権者」という。) に先立ち、A 種優先株式 1 株につき、A 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額 (ただし、A 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。) に、下記(2)に定める配当年率 (以下、「A 種優先配当年率」という。) を乗じて算出した額の金銭 (円位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を切り上げる。)(以下、「A 種優先配当金」という。) の配当をする。

ただし、当該基準日の属する事業年度において A 種優先株主または A 種優先登録株式質権者に対して第 10 項に定める A 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) A 種優先配当年率

平成 22 年 3 月 31 日に終了する事業年度に係る A 種優先配当年率

A 種優先配当年率 = 初年度 A 種優先配当金 ÷ A 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額 (ただし、A 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)

上記の算式において「初年度 A 種優先配当金」とは、A 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額 (ただし、A 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。) に、下記に定める日本円 TIBOR (12 ヶ月物) (ただし、A 種優先株式の発行決議日を A 種優先配当年率決定日として算出する。) に 1.00% を加えた割合 (% 未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。) を乗じて得られる数に、払込期日より平成 22 年 3 月 31 日までの実日数である 183 を分子とし 365 を分母とする分数を乗じることにより算出した額の金銭 (円位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を切上げる。) とする。

平成 22 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降の各事業年度に係る A 種優先配当年率

A 種優先配当年率 = 日本円 TIBOR (12 ヶ月物) + 1.00%

なお、平成 22 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降の各事業年度に係る A 種優先配当年率は、% 未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円 TIBOR (12 ヶ月物)」とは、毎年 4 月 1 日 (ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日) (以下、「A 種優先配当年率決定日」という。) の午前 11 時における日本円 12 ヶ月物 トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート (日本円 TIBOR) として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円 TIBOR (12 ヶ月物) が公表されていない場合は、A 種優先配当年率決定日において、ロンドン時間午前 11 時現在の Reuters3750 ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート (ユーロ円 LIBOR12 ヶ月物 (360 日ベース)) として、英国銀行協会 (BBA) によって公表される数値を、日本円 TIBOR (12 ヶ月物) に代えて用いるものとする。「営業日」とはロンドン及び東京において銀行が外貨及び為替取引の営業を行っている日を行い

う。

ただし、上記の算出の結果が8%を超える場合には、A種優先配当年率は8%とする。

(3) 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

10. A種優先中間配当金

当銀行は、定款第41条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭(以下、「A種優先中間配当金」という。)を支払う。

11. 残余財産

(1) 残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に下記(3)に定める経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 経過A種優先配当金相当額

A種優先株式1株当たりの経過A種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行



われる日（以下、「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に A 種優先配当金の額を乗じた金額を 365 で除して得られる額（円位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を切上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度において A 種優先株主または A 種優先登録株式質権者に対して A 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

## 12. 議決権

A 種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、A 種優先株主は、定時株主総会に A 種優先配当金の額全部（A 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、A 種優先配当金の額全部（A 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、A 種優先配当金の額全部（A 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

## 13. 普通株式を対価とする取得請求権

### (1) 取得請求権

A 種優先株主は、下記(2)に定める取得を請求することのできる期間中、当銀行に対し、自己の有する A 種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は、A 種優先株主がかかる取得の請求をした A 種優先株式を取得するのと引換えに、下記(3)に定める財産を当該 A 種優先株主に対して交付するものとする。ただし、単元未満株式については、本項に規定する取得の請求をすることができないものとする。

### (2) 取得を請求することのできる期間

平成 24 年 10 月 1 日から平成 36 年 9 月 30 日まで（以下、「取得請求期間」という。）とする。

### (3) 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、A 種優先株式の取得と引換えに、A 種優先株主が取得の請求をした A 種優先株式数に A 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（ただし、A 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(4)ないし(8)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、A 種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、会社法第 167 条第 3 項に従ってこれを取扱う。

(4) 当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ 5 連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ 1 年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当銀行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下、「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

(5) 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第 3 金曜日（以下、「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の 5 連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの 5 連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記 5 連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

(6) 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

(7) 下限取得価額

A 種優先株式の発行決議日から（当日を含まない。）の 5 連続取引日（ただし、終値のない日を除く。）における終値の平均値の 50%に相当する金額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切捨てる。）を「下限取得価額」という（ただし、下記(8)による調整を受ける。）。

(8) 取得価額の調整

イ. A 種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下、「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）取得価額調整式の計算については、円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切捨てる。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{取得価額} \\
 = \\
 \text{調整前} \\
 \text{取得価額} \\
 \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}
 \end{array}$$

- (i) 取得価額調整式に使用する時価（下記Ⅱ.に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(8)において同じ。）その他の証券（以下、「取得請求権付株式等」という。）または当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下、「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- (ii) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当銀行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

- (iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記Ⅱ.に定義する。以下、本(iii)、下記(iv)および(v)ならびに下記Ⅱ.(iv)において同じ。）をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付

株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下、「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ.またはロ.と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下、「修正日」という。）における修正後の価額（以下、「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下、「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

- (v) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)または(iv)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。

- (vi) 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数(効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

- ロ. 上記イ.(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額(下限取得価額を含む。)の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額(下限取得価額を含む。)に変更される。

- ハ. (i) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とす

る。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本(8)に準じて調整する。

- (ii) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
  - (iii) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ.(i)ないし(iii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く。)に当該取得価額の調整の前に上記イ.およびロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記イ.(iv)(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.(iv)(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.(iii)または(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。
  - (iv) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.(i)の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額) 上記イ.(ii)および(vi)の場合には0円、上記イ.(iii)ないし(v)の場合には価額(ただし、(iv)の場合は修正価額)とする。
- ニ. 上記イ.(iii)ないし(v)および上記ロ.(iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ.(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ロ.(iii)に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

- ハ. 上記イ.(i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.(i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(9) 合理的な措置

上記(4)ないし(8)に定める取得価額(第15項(2)に定める一斉取得価額を含む。以下、本(9)において同じ。)は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

(10) 取得請求受付場所

名古屋市中区栄三丁目15番33号  
中央三井信託銀行株式会社 名古屋支店

(11) 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(10)に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

14. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当銀行は、平成31年10月1日以降、取締役会が別に定める日(以下、「取得日」という。)が到来したときは、法令上可能な範囲で、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日(開催日を含む。)の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産をA種優先株主に対して交付するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も第13項(1)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、A 種優先株式の取得と引換えに、A 種優先株式 1 株につき、A 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（ただし、A 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過 A 種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、第 11 項(3)に定める経過 A 種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過 A 種優先配当金相当額を計算する。

15. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていない A 種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当銀行は、かかる A 種優先株式を取得すると引換えに、各 A 種優先株主に対し、その有する A 種優先株式数に A 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（ただし、A 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価（以下、「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。A 種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、会社法第 234 条に従ってこれを取扱う。

(2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ 45 連続取引日目に始まる 30 連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

16. 株式の分割または併合および株式無償割当て

(1) 分割または併合

当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および A 種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および A 種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。



17. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当銀行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

18. その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

以上